

授業科目及び単位修得制度について

今般、保護者の皆様にご子息・ご息女の成績通知書をお送りしますが、大学における授業科目及び単位修得制度は複雑ですので、以下に簡単にご説明申し上げます。

『単位とは』

大学においては所定の単位を修得しなければ卒業することができません。授業の種類によって単位の数え方が異なり、それは次の表のようになっています。

授業の種類	1回の授業時間	1学期の回数	単位数
講義	90分	15回	2単位
実験実習	135分	15回	1単位
演習	90分	15回	1単位

他に「卒業論文」があり、単位数は学科によって異なります。(畜産草地科学科産業動物コンサルタント育成プログラムを適用する学生は卒業論文ではなく、卒業研修を修得します。)

これらの授業を受けた後、出席状況、試験、レポートなどをもとに成績が評価されます。

単位には基礎教育科目の単位と専門科目の単位があります。基礎教育科目は全学で共通に受ける授業で、1・2年次に受講します。専門科目は1年次から最終学年まで受講することになります。

『卒業に必要な基礎教育科目単位数』

卒業に必要な基礎教育科目単位数は合計 36 単位で次の表のように受講することになっています。

区分	科目群	必要単位数	
導入科目	大学教育入門セミナー	2	
	情報・数量スキル	2	
	外国語コミュニケーション	英語 初修外国語	8 2
	専門基礎	2	
	小計	16	
課題発見科目	専門教育入門セミナー	2	
	環境と生命	2	
	現代社会の課題	社会と人間 自然の仕組み	2
	小計	6	
学士力 発展科目	地域・学際系	⑥*	
	自然科学系		
	外国語系	④*	
小計	14		
基礎教育科目単位数計		36	

*：学士力発展科目「地域・学際系」から 6 単位、「外国語系」の 4 単位は英語を履修する。

『専門科目について』

卒業に必要な農学部専門科目の単位数は学科によって異なり、下表のようになっています。

各学科の専門科目は、「学部共通科目」（必修、選択）、「専門基盤科目」（必修、選択）、「専門科目」（必修、選択）から構成されています。

区 分		植物生産 環境科学科	森林緑地 環境科学科	応用生物 科学科	海洋生物 環境学科	畜産草地 科学科	獣医学科
学部共 通科目	必修科目	6	4	6	6	8	4
	選択科目	6	8	4	*	6	2
専門基 盤科目	必修科目	6	16	25	8	12	
	選択科目	6	6		*	4	6
専 門 科 目	必修科目	10	28	33	34	33[43]	141
	選択科目	58	30	24	*	29[19]	4 (アドバンス科目)
必修単位合計		22	48	64	48	53[63]	145
選択単位合計		70	44	28	44	39[29]	12
総合計		92	92	92	92	92	157

* 海洋生物環境学科では学部共通科目、専門基盤科目及び専門科目の選択科目から合計で44単位以上修得することが卒業の要件となります。

** [] 内の数字は産業動物コンサルタント育成プログラムに適用される単位数です。

(平成 28 年度以降入学生用)

参考『 農学部専門科目の受講及び試験に関する内規 (抜粋)』

(受験資格)

第 4 条 各授業科目について所定時間数の 75%以上出席していなければ受験資格が得られない。受験資格のない者は、その旨授業担当教員が通知する。

- 2 各授業科目の受講に当たり、遅刻・早退のあるときはそれらの 3 回をあわせて 1 回の欠席としてみなす。
- 3 出席時間数不足の場合は、改めて受講しなければならない。

(特別欠席の取扱)

第 5 条 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を教務・学生支援係に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当教員は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

- (1) 忌引
父母及び配偶者にあつては 7 日、子にあつては 5 日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては 3 日とする。
- (2) 天災
学部長が必要と認める日・時間
- (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4 週間以上の長期にわたる場合を除く。
- (4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長(教育・学生担当)が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。
ただし、期間及び回数について制限する場合がある。
- (5) その他やむを得ない事情と教務委員会が認めたとき。
ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについては、事前提出がなされなかった場合は特別欠席を認めない。

(定期試験)

第 6 条 定期試験は、前学期と後学期の終わりの時期に、その学期に開講した授業科目について公示のうえ実施する。可否は、試験終了後 2 週間以内に web 上で発表する。

(追試験)

第 7 条 受験資格を有し、やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった者は、授業担当教員が認めた場合に追試験を 1 回限り受けることができる。

- 2 追試験は、定期試験期間終了後 3 週間以内(卒業期にある学生の後学期定期試験に限っては 1 週間以内)に、授業担当教員が適宜実施するものとし、受験を希望する者は、追試験届を定期試験期間終了後 10 日以内(卒業期にある学生の後学期定期試験に限っては 3 日以内)に教務・学生支援係に提出しなければならない。

(再試験)

第 8 条 定期試験及び追試験で不合格の者は、授業担当教員に願い出て授業担当教員が認めた場合に再試験を受けることができる。

- 2 再試験は、前学期は 9 月下旬までに、後学期は 3 月上旬までに公示のうえ実施する。
- 3 再試験の可否発表は、試験終了後 1 週間以内に Web 上で発表する。
- 4 再試験の評価は、60 点を上限とし、59 点以下を不合格とする。

(再受講)

第 10 条 再試験で不合格の者又は受験できなかった者は第 2 条の受講手続きを行い、再受講しなければならない。

(卒業論文に取り掛かるための要件及び単位の修得)

第11条 卒業論文に取り掛かるためには、原則として次の条件を満たしていなければならない。また、卒業論文の単位は4年次（植物生産環境科学科、畜産草地科学科及びグローバル人材育成学部教育プログラムにあっては3～4年次、海洋生物環境学科にあっては3年次後学期～4年次、獣医学科にあっては5～6年次）に修得するものとする。

- ・植物生産環境科学科
 - 1) 専門科目のうち、2年次終了までに卒業に必要な総単位数の60%以上を修得すること。
 - 2) 専門科目のうち、2年次終了までに必修実験・実習を全部修得すること。
- ・森林緑地環境科学科
 - 1) 専門科目のうち、3年次終了までに卒業に必要な総単位数の80%以上を修得すること。
- ・応用生物科学科
 - 1) 3年次終了までに卒業に必要な総単位数の80%以上を修得すること。
 - 2) 専門科目のうち、3年次終了までに2年次の必修実験・実習を全部修得すること。
- ・海洋生物環境学科
 - 1) 専門科目のうち、3年次前学期終了までに卒業に必要な総単位数の60%以上を修得すること。
- ・畜産草地科学科
 - 1) 2年次終了までに修得すべき専門必修科目（37単位）の80%以上を修得すること。
- ・獣医学科
 - 1) 専門科目のうち、4年次末までの必修講義科目総単位数の80%以上を修得すること。
 - 2) 専門科目のうち、4年次末までの必修実験・実習単位を全部修得すること。
- ・グローバル人材育成学部教育プログラム
 - 1) グローバル人材育成学部教育プログラムにあっては、各学科が定める上記の要件を適用せず、専門科目のうち、2年次終了までに卒業に必要な総単位数の40%以上を修得すること。

(獣医学科における参加型臨床実習の各科目の受講)

第12条 獣医学科において参加型臨床実習の各科目を受講するためには、次の条件を満たしていなければならない。

- 1) 第11条で規定する卒業論文に取り掛かるための要件及び単位の修得の条件を満たしていること。
- 2) 共用試験に合格していること。

(単位の認定及び成績評価基準)

第13条 授業担当教員の評点をもって、所定の単位を認定する。

- 2 標準成績評価基準は、下記の標語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可は不合格とする。
 - 秀：評点90点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している）
 - 優：評点80～89点（到達目標を優秀な水準で達成している）
 - 良：評点70～79点（到達目標を良好に達成している）
 - 可：評点60～69点（到達目標の必要最低限は達成している）
 - 不可：評点60点未満（到達目標の必要最低限を達成していない）

(不正行為)

第15条 不正行為をした者は、学務規則により懲戒される。

なお、併せて当該定期試験期間中に受験した試験科目の成績はすべて無効とする。